

管理業務主任者

実施: 一般社団法人 マンション管理業協会（国土交通大臣指定試験機関）

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

1. 登録要件（実務経験2年 or 登録実務講習）を満たす

管理業務主任者試験合格後、登録には管理事務に関する2年以上の実務経験が必要です。実務経験が2年に満たない場合は、登録実務講習を修了することで要件を満たせます。

<https://www.kanrikyo.or.jp/kanri/touroku.html>

確認済み（2026/7/25）

2. 国土交通大臣（地方整備局長等）へ登録を申請する

住所地为管轄する地方整備局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長のいずれかへ登録を申請します。必要書類・手数料は国土交通省の案内で確認ください。

<https://www.kanrikyo.or.jp/kanri/touroku.html>

確認済み（2026/7/25）

3. 管理業務主任者証の交付を申請する

登録後、業務を行うには管理業務主任者証の交付申請が必要です。交付申請にあたっては、所定の講習を交付申請日の6か月前以内に受講する必要があります（マンション管理業協会のWeb講習の受講料は9,680円・税込）。

<https://www.kanrikyo.or.jp/kanri/koufu.html>

確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日	提出方法（窓口／郵送／オンライン）
納めた金額の合計	追跡番号・受付番号
登録証・免許証が届いた日	問い合わせ先の電話番号

登録したあとの期限

管理業務主任者は取得後も5年の有効期間があります。更新の申請締切は有効期限より前に設定されていることが多く、講習の受講が要る場合もあります。更新手続きの詳細は次のページにまとめています。

<https://qualor.net/renewal>

登録日を必ず控えておいてください（上の「手続きの記録」欄）。更新の期限は登録日から数えます。

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。

お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。

発行: Qualor（qualor.net）／2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/kanri-gyomu-shunin>